建設発生土情報交換システム

資料４－別紙２

参考資料４

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 機　能 |
| 1. **公共工事の発注担当者**    国土交通省、農林水産省、その他の国の機関   独立行政法人等   都道府県、市区町村 |  データ登録（予定・発注後・実績）   利用相手候補工事の検索   工事間の連絡調整（申込・回答）   調整土量の登録   地図検索機能   集計表の出力 |
| 1. **発注機関の建設副産物窓口担当者**    地方連絡協議会事務局（国交省等建設副産物担当係）   地方連絡協議会構成機関（公共機関の協議会窓口）   但し、地方連絡協議会構成機関であっても、公共機関以外の機関は対象外とする |  利用相手候補工事の検索   集計表の出力   工事リストの出力 |
| 1. **工事請負者** 公共工事の工事発注者（①）から工事を請け負った施工会社 | 発注後情報の「更新」のみ |
| 1. **特別に認められた機関**   （１）公的な利用調整機関、あるいは（２）公益機関、かつ、地方連絡協議会の推薦があること | 公共工事の発注担当者と同じ機能が利用可能 |

建設発生土情報交換システムは､全国のすべての公共工事等発注担当者が共通的に利用できるオンライン情報交換システムです。　建設発生土情報交換システムは､建設残土が発生する､また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に､設計､積算､発注､施工から完了の事業の各段階において建設発生土の工事間利用に関する情報を、工事担当者に提供し､リサイクル推進を目的とするものであり､もって、『建設リサイクル推進計画　’９７』における建設発生土のリサイクル率目標値８０％を達成し､資源循環型社会の構築に寄与するものです。



出典：一般財団法人日本建設情報総合センターHP

（建設副産物情報センターHPから）